

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

広島県人事委員会
委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第三十号

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

安芸郡府中町の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
機 関	職	機 関	職
議 会 事 務 局	事 務 局 長 事 務 局 次 長	議 会 事 務 局	事 務 局 長
町 長 部 局	部 長 担 当 部 長 危 機 管 理 監 次 長 課 長 主 幹 課 長 補 佐（職員課）主 査（職員課）	町 長 部 局	部 長 担 当 部 長 危 機 管 理 監 次 長 課 長 主 幹 課 長 補 佐（総務課）人 事 係 長 主 査（総務課）
備 考（略）	（略）	備 考（略）	（略）

附 則
この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。